定款諸規程集

社会福祉法人　日頃市保育会

社会福祉法人　日頃市保育会定款

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　評議員（第５条－第８条）
第３章　評議員会（第９条－第 14 条）
第４章　役員及び職員（第 15 条－第 24 条）
第５章　理事会（第 25 条－第 29 条）
第６章　資産及び会計（第 30 条－第 37 条）
第７章　解散（第 38 条－第 39 条）
第８章　定款の変更（第 40 条）
第９章　公告の方法その他（第 41 条－第 42 条）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

イ　保育所の経営

ロ　一時預り事業

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人日頃市保育会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供ものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を岩手県大船渡市日頃市町字関谷34番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び

不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員は無報酬とする。ただし費用を弁償することができる。

第３章　評議員会

（構　成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2　評議員会に議長を置く。議長はその都度評議員の互選とする。

（権　限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開　催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第12条　　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決　議）

第13条　　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上にあたる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条　　評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

２　　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名が前項の議事録に署名、又は記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第15条　　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事６名以上８名以内

（２）監事２名

２　　理事のうち１名を理事長とする。

３　　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第16条　　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条　　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条　　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

２　　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条　　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の満了する時までとすることができる。

３　　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条　　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条　　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第22条　理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第23条　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第１項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職　員）

第24条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構　成）

第25条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事会に議長を置く。議長はその都度、理事の互選とする。

（権　限）

第26条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）

第27条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第28条　　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第29条　　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　　出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第30条　　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）岩手県大船渡市日頃市町字関谷34番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ銅板葺平家建（471.31㎡）の日頃市保育園舎１棟

（２）岩手県大船渡市日頃市町字関谷34番地所在の木造亜鉛メッキ銅板葺平家建物置（31.99㎡）１棟

（３）岩手県大船渡市日頃市町字関谷34番地所在の日頃市保育園敷地１筆（2,027.48㎡）

３　　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第31条　　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大船渡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大船渡市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条　　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確

実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第33条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第36条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款で定めのあるもののほか、理事会において別に定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第37条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　解　散

（解　散）

第38条　この法人は、社会福祉法第46条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条　解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）

第40条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大船渡市長の認可（社会福祉法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大船渡市長に届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）

第41条　この法人の公告は、社会福祉法人日頃市保育会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第42条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

（附　則）

１　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	川　内　憲　治	理事	佐　藤　治　惣
理事	互　野　健　一	理事	平　　重　吉
〃	新　沼　弥志雄	理事	鈴　木　栄之進
〃	鈴　木　甚　助	監事	鈴　木　悠　三
〃	猪　股　　実	監事	新　沼　　二
〃	佐　藤　　正		

（附　則）

この定款は、大船渡市長の認可のあった日（平成25年４月１日）から施行する。

この定款は、大船渡市長の認可のあった日（平成26年２月７日）から施行する。

この定款は、平成29年４月１日から施行する。

平成29年２月15日　変更認可（大船渡市指令　地第56号）

令和３年６月25日　変更認可（大船渡市指令　地第97号）

令和５年１月１０日　変更認可（大船渡市指令　地第265号）

社会福祉法人　日頃市保育会　定款細則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　　この細則は社会福祉法人日頃市保育会（以下「法人」という）定款（以下「定款」という。)第 42 条の規定により法人の管理運営及び業務執行について必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　評議員選任・解任委員会

（評議員選任・解任委員会運営規則）

第２条　　定款第６条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

第３章　評議員会

（理事及び監事の出席）

第３条　　議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない２監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

（評議員会の開催）

第４条　　評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

（招集の手続）

第５条　　理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

（１）評議員会の日時及び場所

（２）評議員会の目的である事項

（３）評議員会の議案の概要

２　　理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

３　　前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（１）請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合

（２）請求があった日から６週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

４　　前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第１項各号に掲げる事項を定めなければならない。

（招集の通知）

第６条　　評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の１週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

２　　理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

（招集手続の省略）

第７条　　前例の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

２　　前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

（議　長）

第８条　　評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

（評議員提案権）

第９条　　評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の４週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

２　　評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

３　　前２項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から３年を経過していない場合は、この限りではない。

（評議員会の決議事項及び決議要件）

第10条　　定款第10条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表１の１に記載のとおりとする。

２　　議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

（決議の省略）

第11条　　理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項

について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（評議員会への報告）

第12条　理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

（理事等の説明義務）

第13条　理事及び監事は、評議員において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）

ア　当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

イ　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合。

（２）当該事項について説明をすることにより本会その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

（３）評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

（４）前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第14条　評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、下記のとおり記載しなければならない。

（１）開催日時・場所

（２）議事の経過の要領及びその結果

（３）決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名

（４）次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア　監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

イ　監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ウ　監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

エ　監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき

（５）出席した評議員、理事、監事の氏名

（６）評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

（７）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

２　評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

（１）評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項を提案した者の氏名

（３）評議員会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

３　評議員会への報告があったものとみなされた場合の議事録には、次の事項を記載しなければならない

（５）評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

（６）評議員会への報告があったものとみなされた日

（７）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

４　議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は評議員会の日から５年間、備え置かなければならない。

第４章　理事会

（理事会の開催）

第15条　理事会は、毎会計年度に毎年４回以上開催することを原則とする。

２　その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

（１）理事会が必要と認めたとき。

（２）理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。

（３）前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）社会福祉法第45条の18第３項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第２項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。

（５）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

（招集者）

第16条　定款第27条第１項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。

（１）定款第27条第２項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。
（２）前条第２項第３号および同条第２項第４号により理事が招集する場合。
（３）前条第２項第５号により監事が招集する場合。
２　定款第27条第２項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
３　前条第２項第３号及び同条第２項第４号による場合は、理事が、前条第２項第５号による場合は、監事が招集する。
４　理事長は、前条第２項第３号又は同条第２項第５号前段に該当する場合は、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

（招集の手続き）
第17条　理事会を招集する場合は、理事会の日の１週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第２項第１号による開催の場合は、第２号の事項を省略することができる。
（１）理事会の日時・場所
（２）理事会の目的である事項
２　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

（議　長）
第18条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
２　理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

（理事会の決議事項）
第19条　定款第26条に定める理事会の決議事項の一覧は、別紙１の２に記載のとおりとする。

（理事による利益相反取引等の制限）
第20条　理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
（１）理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
（２）理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。
（３）法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

２　理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

（１）取引をする理由

（２）取引の内容

（３）取引の相手方・金額・時期・場所

（４）取引が正当であることを示す参考資料

（５）その他必要事項

３　前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

（利益相反取引等の報告）

第21条　理事が前条第１項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（決議方法）

第22条　理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

２　前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

３　議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

（議決の省略）

第23条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

（報告の省略）

第24条　理事、監事（又は会計監査人）が理事、監事（又は会計監査人）の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

（監事の出席）

第25条　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（議事録）

第26条　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、下記のとおり事項を記載しなければならない。

（１）開催日時・場所

（２）理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア　理事の請求を受けて招集されたもの

イ　理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの

ウ　監事の請求を受けて招集したもの

エ　監事が招集したもの

（３）理事会の議事の経過の要領及びその結果

（４）決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

（５）次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア　競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

イ　理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

ウ　理事会で述べられた監事の意見

（６）定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名

（７）理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

（８）議長の氏名

２　決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

（１）決議があったものとみなされた事項の内容

（２）（１）の事項を提案した理事の氏名

（３）決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

３　報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

（１）報告を要しないものとされた事項の内容

（２）報告を要しないものとされた日

（３）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

４　議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

第５章　理事長等の執行権限

（理事長等の専決事項等）

第27条　定款第26条の定める理事長の専決事項及び定款第17条第２項に定める業務執行

理事が執行する業務は、別表２及び別表３に記載のとおりとする。

第６章　監　　事

（監事の選任議案）

第28条　　理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

２　　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

（調査及び差止め請求）

第29条　　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

２　　監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（理事会への報告）

第30条　　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第７章　事務局

（事務局の分掌事務及び職員の職務）

第31条　法人に事務局を置き、分掌事務を次のとおりとする。

（１）評議員選任・解任委員会に関すること

（２）評議員会に関すること

（３）理事会に関すること

（４）諸規定に関すること

（５）財産の取得、管理及び処分に関すること

（６）登記事務に関すること

（７）事業計画および収支予算に関すること

（８）事業報告及び決算に関すること

（９）資金の計画、調達及び運用に関すること

（10）定款第１条に規程する事業の推進に関すること
（11）その他理事長が必要と認めたこと
２　事務局に次の職員を置き、その職務は次のとおりとする。
（１）事務局長は、園長の兼任とし、事務局の事務を掌握し、所属の職員を指揮監督する
（２）事務員は、主任保育士の兼任とし、事務に従事する。

第８章　公印及びその取扱い

（公印の種類等）
第32条　公印の種類、名称、ひな型寸法及び管理者は、別紙４のとおりとする。

（公印の新調及び廃止）
第33条　管理者は、公印を新調又は、廃止しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

（公印の登録及び抹消）
第34条　理事長は、公印簿を整え、前条の届け出があったときは、これに登録し又は抹消し、その日付を当該管理者に通知しなければならない。
２　公印は、公印簿に登録した後でなければ使用してはならない。

（公印の使用）
第35条　公印は正規の就業時間内において使用しなければならない。但し、正規の就業時間内に使用することについて、管理者が特にやむを得ないと認め、あらかじめ承認を与えた場合はこの限りではない。
２　公印を使用するものは、決裁済みの原議書に公印を押印すべき文書を添えて管理者に提示して、その審査を受けなければならない。

第９章　文書の取扱い

（文書の保存）
第36条　文書は法令その他別段の定めがあるもののほか、別表５により保存する。
２　保存する期間については、当該年度の終了した日の翌日から起算する。

第10章　その他

（秘密の保持）
第37条　法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及び役員等であった者は、

業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

（改　正）

第38条　　本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（付　則）

この細則は、平成29年４月１日から施行する。